

平成22年4月から、より身近でわかりやすい年金をめざして、年金加入記録や年金見込額などの情報をお届けする「ねんきん定期便」の送付を開始しました。

「ねんきん定期便」の送付を開始しました。

住民税務課	電話 0994-22-3039
住民生活課	電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所	電話 0994-42-5121

○送付対象となる方

国民年金・厚生年金の被保険者

○送付期間

平成22年4月～

○送付周期

毎年1回、誕生月に送付。

お知らせする内容

○節目年齢時（35歳・45歳・58歳）の方

左記の①～⑥の記録を更新してお知らせします。

○節目年齢時以外の方

下記①～③について、記録を更新してお知らせします。

下記⑤及び⑥については、直近一年分をお知らせします。

①年金加入期間

②年金見込額

(ア)50歳未満の方：加入実績に応じた年金見込額

(イ)50歳以上の引き続き加入した場合の将来の年金見込額

※既に年金受給中（全額停止も含む）の方には、年金見込額はお知らせしていません。

③保険料の納付額

④年金加入履歴

⑤厚生年金のすべての期間の

月毎の標準報酬月額・賞与額・保険料納付額

⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

※お届け住所が現住所と違う場合、お手元には「ねんきん定期便」を届けることができません。住所変更は、ご自身で行っていただく必要がありますので、お手数ですが、次のいずれかの窓口へ申し出ください。

○国民年金加入中の方

役場年金係窓口

○厚生年金保険加入中の方

お勤めの会社

○会社員や公務員の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の方

配偶者のお勤めの会社へ



国民健康保険からのお知らせとお願い

- ◆国民健康保険に「加入するとき」「やめるとき」は14日以内に役場（保険チーム・民生チーム）へ届出が必要です。届出が遅れると医療費や保険税に大きく影響しますので、期限を必ず守ってください。
- ◆会社などを退職して年金（厚生年金の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上）を受けられる65歳未満の方は、「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。対象となったら必ず届出をお願いします。（年金証書が必要です。）
- ◆温泉保養所利用券を交付しています。国民健康保険に加入されている60歳以上の方で昭和26年4月1日までに生まれた方を含みます。

長寿医療（後期高齢者医療）からのお知らせ

- ◆温泉保養所利用券を交付しています。後期高齢者医療保険に加入されている全員の方が対象です。

【お問い合わせ先】

保健福祉課・保険チーム

電話 22 - 3041

住民生活課・民生チーム

電話 25 - 2511